

令和 7 年度第 15 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 11 月 4 日

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4307〕

**① 件 名**

一般社団法人宮城キッチンカー協会との災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定締結について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

国は、能登半島地震の教訓を踏まえ、令和 6 年 12 月、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などを改訂し、災害時に積極的に現場へ駆けつけ、調理・提供ができる「キッチンカー」を活用することが、避難所に滞在する被災者の食事の質の確保のための有効な手段になるとした。

令和 7 年 7 月、本市から一般社団法人宮城キッチンカー協会へ、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定の締結を申し入れ、協定内容について協議を進めてきた。

**【目的】**

協議が調ったことから、災害時における避難者等への食事の安定供給を図るため、協定を締結するもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

**【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】****④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 7 年 7 月 一般社団法人宮城キッチンカー協会へ協定の締結について申出  
8 月～ 協定締結に向けた協議

**⑤ 主な内容**

## 1 協定内容

災害時に避難所等における炊き出し等の実施

## 2 協定締結期間

協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（1 年ごとに自動更新）とする。

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）****【影響・効果】**

災害時における避難者等の生活安定を図ることができる。

**【市財政への負担】**

支援協力の実施に要した費用は、災害発生直前の適正な価格基準により、市が負担する。  
激甚災害に指定された場合は、災害救助費が適用される。

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

名取市、大河原町、多賀城市で同様の協定を締結済。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年11月25日 協定締結式

(時間:午前11時から 場所:防災センター2階多目的ホール)

⑨ その他

○協定の締結状況 (令和7年9月末現在)

内訳	協定数	締結先等
災害時の支援協力に関する協定	189	各民間企業関係(145協定) イオン株式会社、日本郵便株式会社、石巻専修大学、 社団法人石巻医師会 等 福祉避難所関係(44協定) 社会福祉法人石巻祥心会、社会福祉法人つつじ会 等